

# 個人生活用動産保険をご契約いただくお客様へ(ご契約前に必ずお読みください。)

2018年6月改訂

## 重要事項等のご説明(重要事項等説明書)

## 東日本少額短期保険株式会社

### 契約概要～ご契約の概要について

ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みください、お申込みくださるようお願いします。  
本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問合せください。

### 3. 補償の内容について(その1)

- (1) 損害/保険金をお支払いする場合(支払事由)  
○火災・落雷・破裂または爆発 ○建物外部からの物体の落下、飛来または倒壊  
○水濡れ ○騒音等 ○風災・ひょう災・雪災(損害の額が20万円以上の場合)  
○水災 ○盗難 ○持ち出し家財の損害

- (2) 費用保険金をお支払いする場合  
損害保険とは別に、事故の形態によっては被災時の様々な費用をカバーする費用保険金をお支払いします。費用保険金の種類は、次のとおりです。

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合
ドアロック交換費用保険金	ドアの鍵が盗取され、鍵の交換のために支出した費用(ただし、1事故3万円限度)
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、家財を収容する建物が半壊以上、または家財が全壊した時に保険金額の3%をお支払いします。
事故発生時緊急費用保険金	火災、落雷、破裂または爆発等の事故によって、半壊以上の損害を受け、居住が不能状況となつた場合で緊急に生じる仮宿泊の費用をお支払いします。(ただし、1事故30万円限度)
残存物取片付け費用保険金	火災、落雷、破裂または爆発等の事故で保険金が支払われます。(ただし、損害保険金の10%を限度とし、実費)

- (3) 修理費用保険金  
●火災、落雷、破裂・爆発などの事故により賃主との契約に基づき、事故の費用で修理した場合の補償。

- 洗面台・浴槽・便器及び取付ガラスに事故が発生し、自己の費用で修理した場合の補償  
●専用水道管の凍結による損壊等の補償  
●孤獨死等が発生し、借用個室の現状回復費用(賃主被保険者追加補償特約条項あり)

- 孤獨死等が発生し、貴賃契約が終了するときの遺品整理費用  
(賃主被保険者追加補償特約条項あり)

- (4) 賠償責任保険金をお支払いする場合  
借用戸室の賃主や他人への損害賠償等で、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。賠償責任保険金の種類は、次のとおりです。

賠償責任保険金の種類	保険金をお支払いする場合
個人賠償責任保険金	被保険者が次のような事故により他人の身体を傷つけたり、財物を損壊させた結果、法律上の損害賠償責任を負った場合に個人賠償責任保険金をお支払いします。 ○保険証券記載の居住建物の使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
借家人賠償責任保険金	保険証券記載の借用戸室が、被保険者の責めに帰すべき偶然な事故に由り、被保険者が借用戸室の賃主に対する損害賠償責任を負った場合に借家人賠償責任保険金をお支払いします。

- (5) 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)  
主なものをお記載しております。詳細は普通保険約款をご参照ください。

### 3. 補償の内容について(その2)

- ①損害保険金をお支払いできない主な場合  
●貴金属、宝石、義歯またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物  
●図案、証書、帳簿その他の書類  
●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他の書類  
●動物植物  
●商品、製品、原材料および営業上の什器・備品、設備、装置その他これらに類する物  
●日常的に居住の用に供されていない建物(空家、別荘)および事業用建物の個室内にある生

活用動産(家財)

●テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログ

ラム、データその他これらに準ずる物

●貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組

の価額が30万円をこえるもの

●義歯、義肢またはコントラクター、メガネその他これらに類する物

●商品、製品、原材料および営業上の什器・備品、設備、装置その他これらに類する物

●日常的に居住の用に供されていない建物(空家、別荘)および事業用建物の個室内にある生

活用動産(家財)

●テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログ

ラム、データその他これらに準ずる物

●壁、柱、梁、屋根、階段等の主要構造部の修理に要した費用

●玄関、ロビー、廊下、昇降機等の借用建物居住者の共同の利用に供せられるものの修理に要

した費用

③賠償責任保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

②費用保険金をお支払いできない主な場合

●壁、柱、梁、屋根、階段等の主要構造部の修理に要した費用

●玄関、ロビー、廊下、昇降機等の借用建物居住者の共同の利用に供せられるものの修理に要

した費用

④費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑤費用保険金をお支払いできない主な場合

●壁、柱、梁、屋根、階段等の主要構造部の修理に要した費用

●玄関、ロビー、廊下、昇降機等の借用建物居住者の共同の利用に供せられるものの修理に要

した費用

⑥費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑦費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑧費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑨費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑩費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑪費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑫費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑬費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑭費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑮費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑯費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20万円に満たない場合

●地震・噴火・津波(注)

⑰費用保険金をお支払いできない主な場合

●被保険者の職務に起因する事故による損害

●借用戸室の自然の消耗もしくは劣化によって生じた損害

●火災等の事故の際ににおける紛失・盗難の損害

●風災・ひょう災・雪災の事故で損害の額が20

